

平成27年度 第1回 ゼニガタアザラシ科学委員会 議事概要

平成27年9月17日(木)

札幌第1合同庁舎 地下1階北側会議室

①平成27年度のゼニガタアザラシ保護管理に関する環境省事業について

- ・ 2015年9月のレッドリストの再評価において、ゼニガタアザラシは絶滅危惧種には当たらないという評価がなされた。今後の管理についてはこの評価に基づき適切に進めていくことになる。
- ・ 春の被害防除網試験の結果、定置網の入り口に20cm×40cmの網目幅の格子網を装着した網ではゼニガタアザラシの入網が多く、20cm×20cmの網目幅の格子網を装着した網では少ないことが確認された。秋の被害防除網試験においては、20cm×20cmの網目幅の格子網をつけた時のゼニガタアザラシの進入はすべて阻止された。一方サケの入網に関しては群れの先頭が通過すれば全体がすべて通過していくという状況が見られ、格子網を付けることの影響はさほどないことがわかった。
- ・ 捕獲罟でゼニガタアザラシの捕獲に成功したとのことだが、定置網の中に罟を入れて捕獲することは出来ないか検討してほしい。また、ゼニガタアザラシが入ったら出られないように定置網を改良することも検討してほしい。
- ・ 音波忌避装置の検証結果については、次の科学委員会までにまとめてほしい。

②特定希少鳥獣管理計画(素案)について

<管理計画の位置づけ、背景及び目的について>

- ・ 今年度中に法定計画である特定希少鳥獣管理計画を策定し、来年度からその計画に基づいて管理事業を実施していきたい。次回の科学委員会までに案を示し、できれば年内に内容を固めたいと考えている。
- ・ どのような考え方で管理を実施していくのかという方向性を管理計画に示すが、具体的な手法等については、毎年度事業の実施に関する計画を定めて決めることとしたい。
- ・ 保護管理の手法が確立されるまでは、環境省が主体となって管理計画を策定することとなっているが、手法が確立された後は誰が主体となるのか。
- ・ 現在は希少鳥獣に指定されているために環境省が計画の策定主体となっているが、保護管理の手法が確立した段階で希少鳥獣から外れ、都道府県知事が必要に応じて計画を策定していくことになる。
- ・ 管理計画においては、二度と絶滅危惧種に逆戻りさせないということを明確に示す必要がある。
- ・ 絶滅危惧種から外れたのは、多くの関係者、特に地元の漁業者の方々の理解があり、さまざまな保全に向けた活動が行われた成果だという点は是非強調してほしい。
- ・ 沿岸漁業の存続ということを視野に入れる必要がある。それにより必要なモニタリングの項目も出てくる。

<個体群管理について>

- ・ 個体群管理にあたっては、段階的に捕獲を行っていくのか、短期間にまとまった捕獲を行うかを議論する必要がある。

- ・ 現時点で環境収容力を基準にした目標を立てるのは難しいのではないか。
- ・ 漁業被害を軽減するためには、被害を及ぼす個体をどのように捕獲するかが重要である。その後、どのように個体数管理を行うかを検討するという流れがよいのでは。
- ・ 暫定期間を定めて、個体群に大きな影響を与えない範囲の捕獲の許容水準を示し、その個体群管理の過程で必要な知見や技術を確保していく。それにより客観的かつシステムティックな管理ができる体制を作っていくのが現実的ではないか。
- ・ 捕獲した個体については水族館等への譲渡を含め、可能な限り有効に活用する方法を検討することとしている。

<被害防除について>

- ・ 今後も研究者の知見を活かし、漁業者の協力を得て漁網の改良を継続し、被害を軽減できるような手法の確立をしたい。
- ・ 常習個体の定義付けは現時点で難しいため、管理を実施していく中で調査を行い、選択的な捕獲の可能性について検討を行う。

<モニタリング、計画の実施体制等について>

- ・ 経済的な観点も含めて、漁業被害の状況を把握するためのモニタリング項目が必要では。
- ・ 共存という観点からはプラスの側面を伸ばす議論も必要だと考えている。ゼニガタアザラシの観光活用についても地元で意見が出ており、そのようなことを協議会で議論していきたい。

以上